

平成31年2月1日

## 人事院事務総局職員福祉局長

「心理的な負担の程度を把握するための検査及び同検査の結果に基づき面接指導等の実施に関する指針について」の一部改正について  
(通知)

「心理的な負担の程度を把握するための検査及び同検査の結果に基づき面接指導等の実施に関する指針について(通知)(平成27年12月1日職職一315)」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1～4 (略)	1～4 (同左)
5 面接指導の実施 (略)	5 面接指導の実施 (同左)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (同左)

(3) 実施方法

各省各庁の長は、運用通知第22条の4関係第14項（運用通知第22条の2関係第7項の規定を準用）の規定に基づき、職員から面接指導の申出があったときは、面接指導を実施する医師に、遅滞なく、面接指導を行わせなければならない。この「遅滞なく」は「申出後、おおむね1月以内」をいう。また、面接指導の実施に当たっては、運用通知第22条の4関係第15項の規定に基づき、ストレスチェックの結果に加え、面接指導において次に掲げる事項について確認させる。

①～③ （略）

(4) 面接指導結果についての医師からの意見の聴取

規則第22条の4第5項（規則第22条の2第3項の規定を準用）の規定に基づき、各省各庁の長が医師から意見を聴くに当たっては、面接指導の実施後遅滞なく、指導区分の決定の要

(3) 実施方法

各省各庁の長は、運用通知第22条の4関係第14項（運用通知第22条の2関係第5項の規定を準用）の規定に基づき、職員から面接指導の申出があったときは、面接指導を実施する医師に、遅滞なく、面接指導を行わせなければならない。この「遅滞なく」は「申出後、概ね1月以内」をいう。また、面接指導の実施に当たっては、運用通知第22条の4関係第15項の規定に基づき、ストレスチェックの結果に加え、面接指導において次に掲げる事項について確認させる。

①～③ （同左）

(4) 面接指導結果についての医師からの意見の聴取

規則第22条の4第5項（規則第22条の2第2項の規定を準用）の規定に基づき、各省各庁の長が医師から意見を聴くに当たっては、面接指導の実施後遅滞なく、指導区分の決定の要

否及び講ずべき事後措置の内容、必要に応じて職場環境の改善に関する意見その他の必要な措置に関する意見を聴くものとする。なお、この「遅滞なく」は「おおむね 1月以内」をいう。

(5)・(6) (略)

6・7 (略)

## 8 その他の留意事項

(1) (略)

(2) 健康管理医等の具体的な役割  
ア・イ (略)

ウ 各省各庁の長による医師の  
意見聴取

各省各庁の長は、規則第2  
2条の4第5項（規則第22  
条の2第3項の規定を準用）

の規定に基づき、医師から職員に必要な措置についての意見を聴くに当たって、面接指導を実施した医師が、外部の精神科医又は心療内科医等である場合など健康管理医等以外の者であるときは、健康管理医等からも面接指導を実施した医師の意見を踏まえた意

否及び講ずべき事後措置の内容、必要に応じて職場環境の改善に関する意見その他の必要な措置に関する意見を聴くものとする。なお、この「遅滞なく」は「概ね 1月以内」をいう。

(5)・(6) (同左)

6・7 (同左)

## 8 その他の留意事項

(1) (同左)

(2) 健康管理医等の具体的な役割  
ア・イ (同左)

ウ 各省各庁の長による医師の  
意見聴取

各省各庁の長は、規則第2  
2条の4第5項（規則第22  
条の2第2項の規定を準用）

の規定に基づき、医師から職員に必要な措置についての意見を聴くに当たって、面接指導を実施した医師が、外部の精神科医又は心療内科医等である場合など健康管理医等以外の者であるときは、健康管理医等からも面接指導を実施した医師の意見を踏まえた意

見を聴くことが望ましい。

見を聴くことが望ましい。

以 上